

序章

亀井師範、療術論に取り組む



一 はじめに

一九六〇年一月二七日のことである。

田中裁判長以下二名の判事で構成された最高裁判所大法廷は、「H S波療法」を業とする療術業者の取り締まりの是非をめぐって、三名の反対意見を付したものの、民間療法の業者の営業は、無害であるかぎり、憲法二六条「職業選択の自由」に基づいて取り締まりの対象にならないとの判決を下した（判決一五四九号）。

戦後、「医療類似行為」として民間療法を営業することを、全面的に排除しようとしてきた厚生省の諸施策は、あくまで有害な業者の取り締まりを目的にすべきものとして、枠付けられることになった。

全面禁止の瀬戸際に立たされてきた市井の民間療法業者（療術師ら）の立場は、この時、はじめて法的に確定されたのであった。

一九三〇年、法令に定められた治療や施術とは別に、「治療または保健の目的をもって、光、熱、器械、器具、その他のものを使用し、もしくは応用し、または四肢を運用して他人に施術をなす」ことを、「療術行為」と定義したのは警視庁令であった。

ここに一般の民間療法の業者を指す言葉として、「療術師」という概念が定着することになる。戦後、GHQの指示を受けながら進められた医療改革は、日本の医療・保健制度に、質的にも

高周波療法

無害なら罪にならぬ

最高裁、原判決を破棄

人体に何の害も与えない「療法」なのに、それが医療類似行為に当たるといふ理由だけで罰するのはいふまでもなく、二十七日最高裁大法廷（田中裁判長）は「問題の療法」が有害かどうかを調べもせずに、ただ無資格で医療類似行為を業としたという理由で罰した原判決は法律解釈を誤っている。害のない「療法」なら、無免許の医療類似行為でも、別にかまわない」として、原判決を破棄・覆判やり直しを仙台高裁に命じた。いふなら機械、器具を利用した「療法」がさかんな折柄、この判決は大きな影響を及ぼすものとして注目される。

事件は、福島県石城郡勿来町に「あんま師」はり師、きゅう師おとよき漢方治療院（通称「さる」）が、千九百六十九年一月から同月四日に、四月、平間城で罰金千円、執行猶

予三年間の判決を受け、仙台高裁でも翌二十九年六月、控訴棄却の言い渡しを受けた。

「二審の判決理由は「あんま……法」によると、職業として医療類似行為ができるのは、医師のほかは、免許を受けたあんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師だけである。だから資格もないのにH.S式……と称する医療類似行為を業とした被告が有罪となるのは明らかであ

よ。すから、公共の福祉のためには、こんな制限も当然必要だ」というもの。

同被告は「①原判決は療法の解釈をまちがえている。②かりに公共の福祉という立場から制限を認めても、本件の療法はキメもあり、なんの危険もない。公共の福祉に侵しつていない治療行為を、具体的に理由もなく禁止する同法は違憲無効」と主張して、最高裁に上

の療法は人の健康上のこれを業として、原判決で、覆判かどうかを反を適用する。

年

HS波訴訟の判決を伝える当日の『朝日新聞』夕刊（1960.1.27）

三年の契約果たし帰国

西独派遣の炭鉱労務者

西ドイツ派遣炭鉱労務者五十二人 人のうちの五十一人と、負傷のたが千七百七十六円四十分算弱

め中途で帰国する第三師の一人。

日本海の孤島 掘根をめぐって 七年以来、掘根され、近海を始めるに際し、税を取り立てを認めないととおとされるはない」と 谷フ一〇九さん（左）が新



1947年街角の風景

写真は、前年11月に決まった米2号5尺の配給に並ぶ人々。

このような姿が各地で見られた。

この年、新憲法発布にあわせて、

「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」が成立した。

量的にも大幅な変革をもたらした。

その際、担当省庁である厚生省にとつて、療術師を法的にどのように位置付けるかは、当初からの課題だった。

一九四七年一月六日、新憲法発布にともない二月限りで諸規則が廃止されるのにあわせて、「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」（法律二一七号）が成立、厚生省は療術師に対する諸施策を実施に移していった。

あん摩、はり、きゅう、柔道整復以外の民間療法を「医療類似行為」としてあらたに営業をはじめめることは許されないこと、既存業者は、三カ月以上医療類似行為を業としていたことを証明する書面を都道府県知事に提出すること、その際、事業継続が許されるのは一九五五年一月三一日までであること、が定められた。

八年後の療術全面禁止である。

全国の療術師の間に衝撃が走った。

第一国会に向けて、業権拡大の運動を始めていた全国療術師協同組合（全療協）は、急転直下、法律二一七号撤廃に照準を絞った運動に取りかかることになる。

一九五五年一月三一日をにらみながら、各種の研究機関・国会議員をも巻き込んだ療術師の反対運動が展開されていった。

運動の経過は独立の業界紙『全国療術新聞』（以下『全療新聞』と略す）を通じて、全国の民

間療法家のもとに届けられていった。

指圧、カイロプラクティック、オステオパシー、強精温熱浄血療法、サナモア光線療法、柴田観趾療法、イオン浸透綜合療法、圧鍼刺激療法、イトオテルミー、温熱刺激療法、精神療法、浄血吸引療法、HS波療法などなど。さまざまな業種の壁を越えて、療術存続の道を探ろうと、全国の療術師が組織的な活動を展開することとなった。

全療協は、糾合した全療術業者を特技、光線、温熱、電気、刺激の五分野に整理し、一括法制度化を目指すこととし、生理学・解剖学など科学的な手法を用いた療術科学化の運動を推し進めた。法制化の道筋をめぐっては、「一業一種」の法律化を主張する伝統的な療術師のグループと、一括法制化とそのための療術科学化を主張する革新的な療術師のグループの少なからぬ対立がみられた。

しかし大勢は、療術の科学的根拠と安全性を主張して、広く社会的な承認を得て、療術法制化に結び付けようとする空気が支配的であった。

厚生省は、全療協協力のもと、全国の研究機関で、六年間にわたって「療術実態調査」を実施、事業継続の最終期限を五カ月後に控えた一九五五年七月に警視庁令改正法律一六一号が成立をみる。

その内容は、『指圧』について、新たに医療類似行為としての営業を認める。他の療術行為を業としておこなっている者については、事業継続の期限を三カ年延長する。」というものだった。

「既存業者であつて、本法に認められない者については猶予期間中（三年後まで）に充分なる指導を行い、国民保健上害のない者については、その業務ができるように適切なる措置を講ずる事」とする附帯決議が付されたものの、一月二三日第二五国会における厚生省衛生局長の答弁は、療術全面禁止の方針に揺るぎはなく、「あん摩（指圧を含む）」への転業以外、療術師の事業継続の道がないことを、あらためて強調するものだった。

療術全面禁止の国の方針が既定のものとなるなかで、「全療協」は出口の見えないディレンマのなかに置かれていった。

全国に張りめぐらされた療術師のネットワークは急速に退潮し、ある者は転業を余儀無くされ、ある者は困惑し、等しく厳しい冬の時代を迎えることとなった。

冒頭で取り上げた一九六〇年一月二七日の最高裁判決は、まさに土壇場の大逆転だったのである。

判決は、

一、HS療法の事業者は、あん摩法の取り締まりの対象ではないので、あん摩法に基づく取り締まりは無効であること。

二、憲法二六条「職業選択の自由」に照らして、無害な療術行為を業としておこなうことは国



発行所
兵庫県姫路市
伊伝居南之町44

全療新聞社

電話(姫路)7075番
振替大阪17938番

購読料 {1年500円(特別)
1年300円(普通)}

最高裁判決と

今後の見透し

HS波保健学会長 杉田平十郎

「原判決破棄、原審差戻し」この判決が出るのを我々は如何に待ったか。昭和二十六年十月平易裁判所に於て「あんま法違反」として「罰金壹千円執行猶予三年」の判決が出てから、当面の被告人である後藤博士の献身的協力を得て今日の判決を得るため文字通り

に慶びに堪えない処であります。さて今般のこの最高裁判決は如何なる意味であるのか、たゞ単に裁判のやり直してあつて、又同じ事を繰り返すだけのものか、等と種々御懸念をお持ちの方々が多いのではないかと存じますので、訴訟の内容の概略

り、居住、移転、及び職業の自由を有する」と定め、各人が原則として、自由に自己の職業を選択することを出ることを保障しているのに、何等具体的事犯がないのに単に医業類似行為であるからとこれを制限する処の「あんま法」は憲法違反の法律であるから、

べき旨の趣旨を述べており従来民間療法として今日まで許可されておるのに「あんま法」で制限するのは不当である。争点第二に当時の模様について昭和十一年十一月一日発行の警察官の教養誌「警察精神」オ五巻、オ七号の七十六頁の通牒という欄の電気療法取締に関する件という項に於て、前記の行政実例を記載し、その説明として、「本件照覆(愛知県知事が衛生局長に対して照会したこと)によつてHS波療法は未だ医業の体をなしていないことが具体的に決定されたのであつて、尚蛇足ながら、このHS線なるものは杉田平十郎の発明にかゝる振動刺激作用の電気治療機であり、世界的発明であるといつて、その効果についても、全国的調査の結果、大体有効無害なることが認められてゐると述べ、かゝる調査の結果、HS波の有効無害性は

最高裁判決を伝える『全療新聞』215号(1960.2.21)

民の権利として保証されること。

三、したがって裁判所は、HS波療法の業者が無害であったか否かの審理をおこなうことが必要である。

以上三点を挙げて、あん摩法に基づく取り締まりを是とした仙台高等裁判所の判決を、差し戻したのである。

かくして民間療法は、無害であるかぎり何人にも禁止されることのない一個の職業として、認知されたのである。

一九四七年の法律二一七号上程から一四年、この間の歲月は、亀井師範にとってどのようなものだったろうか。

二 亀井師範と療術の出会い

『家庭で出来る無薬救急療法』の冒頭で、亀井師範は、全療協の活動との出会いについて次のように書いている。

わたしは胃潰瘍、家内は両下肢不随、加わうるに産後失明、長男は廊下に転び右下肢不随。相次ぐ不幸に一家の全収入は数年間医薬費にあてられた。その間医師一六人の手をわずら

わし医療に最善をつくした。結果、借財と悪化した病気が残った。しかし、この最大の不幸は私共一家に仏の道を歩ましめ、医療以外の治療法、費用の掛からぬ民間の無薬で出来る藤井療法によくせしめた。私共一家の精神は仏の教えに開顕され三者の病気は藤井療法によって救出された。：然るに政府は敗戦のドサクサに乘じ医療の目の上の瘤であるこの療術を、医師の一方的進言だけを聴聞して禁止した。わたしはこの暴挙を復員して聞かされた。

私の関係していた事業会社は私の復員に重役の椅子を空席にしてくれた。前後して藤井療法の教導の恩師呉市の高松梅次郎先生から療術の危急救済に力添を再三再四懇願された。私は療術師ではなく去就に迷った。然し私共一家の生命はこの療術によって救われたものである。私は会社に一年のひまをもらい療術存続の運動に馳せ参じた。幸い私共の運動は功を奏した。：処が一力年の予定の運動は四力年を要した。この四年の時日は私は会社に復帰する時期をいつせしめ專業の療術師という運命におい込んでしまった。

その後の一四年間、亀井師範は『療術臨床必携』『骨格均整法』『筋肉均整法』『特殊技法』『類別克復法』『覬歪法』『特殊療法』を次々と著し、また『日本療術学』の序文においては、この当時の水準では画期的ともいえる「療術学」の端緒をひらいている。

これらの活動を通じて、亀井師範は、単に一療術師としての立場をこえ、広く大きな視点から療術を見る目を養っていた。亀井師範は、政府の方針を批判すると同時に、眼前の療術に対して、辛辣な目を向けている。

三 療術界への問題提起

『日本療術学』の冒頭で、亀井師範は次のように述べている。

療術というものは、現代の医学を無視し、乗り越えた絶対的な療法として展開されるものではない。しかし又、現代医学に何等の制限を受けずに、関せず療術たるものでもない。しかし同時に、それは為政者が観念しているごとき単なる遊技的療法の結果に属するものでないのも言うまでもない。しかし療術の姿をみると、現段階は経験治療法時代にあつて、理論の裏付け、法則性が皆無だといつてよい。だから利己的であり、独断論的であり、治療技術では、特技的に陥っている。ゆえに療術家は自己の最高点、すなわち特別の技術、特別にあがった効果のみを主張することに急で、足許のふらついていることに気付いていない。この点に療術の真の弱さがある。

亀井師範の療術業界に対する厳しい見方は、亀井師範の推し進めた療術学の、いわば原動力でもあった。『類別克復法』の冒頭、亀井師範は次のように述べている。

本書は種類別に脊髄神経反射を主体にして組成した身体の操縦法であるが、本書程度のものは世に出ておらねばならないはずのものである。しかるに前口上や有閑語で満ちている著書のみで残念に思い、その任ではないが、やんごとなく基礎をかためてみた。本書は地盤工事であり、土台工事である。

『全療新聞』紙上に「百数十種類の（スポンデロセラピー）治療法の決定書」としてたびたび広告を掲載した『類別克復法』は、亀井師範自身も述べているように、「閑文字は一字も用い」ずに、各内臓諸器官ごとに機能的に促進的な神経分枝・抑制的な神経分枝、器質的に拡張的な神経分枝・収縮的な神経分枝、ならびにその操作部位をかがげ、さらに各内臓諸器官ごとの特定疾患を操作部位・操作手順に至るまで、百数十種類にわたって列挙した膨大な研究成果である。

その内容は、大正時代にはじめて日本にスポンジセラピーを紹介した先駆的な名著、児玉林平『脊髄反射療法』と比べてみても、その精緻さといいい分量や密度の濃さといい、驚異的な水準であった。

亀井師範の目は、しかしさらに前へと注がれていた。亀井師範は読者に対し次のように呼びか

けている。

どうかこの上に著者の気づかなかった材料を発見し、より完全な建設をする人の出てくることを待望する。本書の転載利用は著者の許可を要せず自由である。

『類別克復法』の膨大な研究成果は、社会の動きを見据えながら、全国の療術師に対して放たれた問題提起としての意味をも持ったものだった。

亀井師範の著書を、その時代のぎりぎりの緊張関係のなかに置いてみる時、そこに込められたエネルギーの激しさがまざまざと蘇ってくる。

四 『類別克復法』の映す時代背景

たとえば、『類別克復法』において、療術の技法を整理するにあたっては、医学的な疾患名が用いられた背景には、亀井師範なりの考え方があった。

後に紹介するように、亀井師範の療術研究は「調整的行為論」という観点からなされていた。そして「療治現象こそは…療法の価値を決定される主體的根源であって、…療治現象のほかには基礎的普遍的価値を求めることは出来ない」（『日本療術学』一九五一 P・五五）という立場に

貫かれていた。

亀井師範にとって療術は、療術的な一切の概念、一切の思考様式を排除しても、まさしく「療治」という一点で、きわめて有意義な技術として、充分その存在価値を主張できるものでなければならなかった。

『家庭で出来る無薬救急療法』のなかで、亀井師範は次のようなエピソードを紹介している。

厚生省は昭和二四、二五の両年に渡ってこの無薬療法の効果を調査の上、効果があれば禁止（※「療術禁止」という厚生省の方針）をとくという事になり予算を計上して六つの大学病院に依頼して私共に病人を与えて、大学教授が試験官となり調査を行いました。試験は医薬では難治とされるもののみが与えられたにも関わらず素晴らしい成果をあげる事が出来て私共に凱歌が上がりました。

まさしくこの当時、厚生省がおこなった「療術実態調査」を見据えながら、『類別克復法』における医学的な疾患名を挙げた療術論が、きわめて意識的・戦略的に展開されていたことがわかる。

さらに神経学的な観点から統一的な論述がなされている点について考えると、亀井師範が当時療術を取り巻いていたもろもろの状況に対し、いかに広く目を注いでいたかが浮かび上がって

くる。

現代では、分子生物学の成果により、細胞間の情報伝達物質の働きを、各細胞のレセプターに作用させて遮断するような医薬・治療法がきわめて幅広く用いられるようになってゐる。たとえば胃炎・胃潰瘍に売り出されているH₂ブロックアーを処方した市販薬などは有名である。

神経やホルモンなどの働きに着目した療法はきわめて一般的なのである。

しかし、この当時、病理学といえばウィルヒョーの細胞病理学が一般的であり、「病」とは、細胞に生じた病的な変性であるという考え方が支配的であつた。

厳密な診察をして、ある臓器の病変、損傷を見つけ出し、その原因をつきとめると、自動的に処置がきまる：いろいろの疾患で病変を起こす臓器は何と何かという一覧表が出来ていて、そのおのおの疾患に適する治療法も考え出されている：。が、この大成功の陰には、こういう分析方法では説明の出来ない器質障害がたくさん放置されている：。そういう病気は機能障害と言われ、臓器には病変も損傷もなく、一般に神経だと片付けられているのである。

（ポール・ショシャル『精神身体医学』吉倉訳 一九五六 白水社「文庫クセジュ」）

五 新しい医学の潮流

亀井師範が講習会などでたびたび引用しているポール・シヨシャル『精神身体医学』には、当時支配的であった「細胞病理学」と、その間隙を縫うように新たに生まれ出ようとしていた「神経学的な立場にたつ新しい医学」の対比が生き生きと描かれている。

げんにカトリック教会が、不治の病が治った場合、それが奇蹟であるかどうかきめる時は、この病気が「本当の」もので、「神経」の病気ではないということのカトリック医師会に確かめさせているではないか。

（医学が）機能障害の性質をばかにするようになったのは、この障害がヒステリーに一番はつきり現れるからである。∴ヒステリー性機能障害は暗示によって起こすことも治すこともできる。

（∴しかし∴）

（一九世紀末）頃から、精神身体医学が並行してでき始めていた。交感神経系統が内臓の神経支配をすることが分かってきた。感動状態の時にこの交感神経支配が行われると、機能に障害が起ることをアメリカのキャノンが証明した。∴同時に、神経のせいにしていた機能障害が先に起こってから、「ほんとうの」器質疾患が起ることが少なくなっていく

うことがわかってきたからである。…医者は、神経系統に害をさせないようにできれば、いつでも神経系統を利用して病を治す機会をふやすことができる。

『類別克復法』は神経学的な論述で統一されているが、その背後には当時あらたに生成しつつある新しい医学の動きがあった。

操体法の創始者でもある医師橋本敬三氏はこの当時、新しい医学の動きにふれて、『医事新報』など医学系の雑誌上にたびたび論考を発表している。

東洋医学では、内部疾患と外表の症との関連性を把握して治療を進めてゆくのですが、その関連性の導体を自律神経に求めて、まず内の方から開拓しつつあるのが、西洋医学畑では京大の木村忠司博士です。…自律神経が大きな役割を演じていることは理解できますが、そのメカニズムはなかなかのことです。しかし私は、フランスのレーリーの学説が貴重な鍵になるであろうことを信じて、心をはずませているものです。外から内に対して及ぼす影響、すなわち自律神経に異常な過剰刺激となるものが何であるかを問題にするならば、そのファクターはたくさんあるでしょうけれども、東西ともに取り上げて問題にしております。ませんが、運動系の力学的なストレスが、その主たるものであると私は確信しております。

（『漢方の臨床』一九五七・一）

ここには、新しい医学の流れについて、臨床家の立場から注がれていた熱いまなざしが垣間見える。

機関紙『均整』を見ると、当時亀井師範が、これら新しい医学の潮流を意識しながら、療術論のなかに的確に消化しているのがわかる。

たとえば身体異常が機能障害からやがて器質障害、つまり真の疾病へと至るという見方についてしばしば述べ、したがって運動系の歪みの調整を通じて身体感覚の異常を除去することの合理性を説いている。

「精神身体医学を第三の医学とするならば、傾斜圧の医学は第四の医学である」とさえ述べている。また『身体均整法の輪郭（その二）』では具体的にレイリー、セリエらの名前が挙げられている。

新しい医学の流れは、セリエのストレス学説などをへて、今日の医学においてもっとも基礎的な認識の一部となっている。

したがって、現代の私たちの目からすると、亀井師範の神経学的な療術論は、単に技術的な、自明のもののように見えてしまう。

が、この当時の医学においては、神経の興奮が重篤な疾患を招くという考え方は、必ずしも常識的なものではなかった。

亀井師範の視点は、それ自体きわめて先鋭的なものだったのである。『類別克復法』は、当時胎動しつつあった医学の流れを正當に評価し、真正面から自らの療術論の内部に消化した労作であつた。

これは亀井師範が当時、療術をめぐる鋭い時代の緊張感のなかにありながら、同時にいかに広範な世界と対峙していたかの証拠でもあらう。

現在わたしたちは、その後亀井師範が『類別克復法』の地点からさらに進んで『観歪法』（一九五七年）、さらに『身体均整法入門』（一九六〇年）、運動系の医学としての「傾斜圧の医学」（『講座集第二集』）へと考えを深化発展させていったことを知っている。

しかしここでは、この当時、亀井師範がどのような状況のなかで、このような療術論を展開していったのか、もうすこし詳しく追跡してみようと思う。